

令和4年株主総会に向けての留意点

日比谷パーク法律事務所
弁護士 松 山 遙

第1 はじめに

1 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた総会運営

(1) リアル株主総会の縮小と感染対策の実施

本年6月時点の感染状況は予測困難であるが、株主総会の規模縮小（来場者数の減少等）及び感染拡大防止のための施策（受付・会場設営の工夫）は継続する前提で準備すべき。

一方で、バーチャル総会の実施に伴い、総会時間の短縮化（議題の説明・質疑の簡素化）をどこまで行うべきか、バランスを取る必要あり。

- 来場者数を減少させるための取組み
来場自粛要請、おみやげの廃止、株主懇談会の中止など
- 受付・会場設営における準備
受付におけるアルコール消毒・検温、マスク着用の呼びかけ
会場の座席配置（前後の間隔）、着席方法の案内（1～2人おき）
- 議事運営における準備
体調不良者が出た場合の対応マニュアル
質問時のマイクの取り扱い
- 総会時間の短縮化
事業報告や経営計画・会社の対処すべき課題の説明等の短縮
質問数の制限（短時間化のために1人1問など）

(2) バーチャル株主総会の実施

感染対策としてリアル株主総会を縮小する一方で、バーチャル株主総会の運営に取り組み、株主への情報提供・対話の充実を図る必要あり。

↓

➤ バーチャルオンリー総会

産業競争力強化法により、要件満たせば実施可能。

➤ ハイブリッド型バーチャル総会

- ・出席型バーチャル総会
- ・参加型バーチャル総会

↓

多くの企業で実施しているのは、参加型バーチャル総会

リアル株主総会の場に在籍しない株主が、WEB サイト等で配信される中継動画を傍聴したり、事前にコメント・質問できるような工夫を行うもの。ただし、WEB を通じた株主総会への「出席」を認めるものではなく、議決権行使については書面・電子投票を通じて行う。

2 法改正等への対応

(1) 改正会社法

2021 年 3 月 1 日に施行された改正会社法（株主総会資料の電子化を除く）については、昨年総会でほぼ対応済みであり、本年総会では原則として昨年どおりの対応で問題なし。

参考書類	補償契約	2021 年 3 月 1 日以降に締結される契約から
	役員等賠償責任保険契約	
	その他（原則）	
事業報告	補償契約	2021 年 3 月 1 日以降に締結された契約から
	役員等賠償責任保険契約	
	その他（原則）	3 月決算会社から
取締役等の株式報酬議案		2021 年 3 月 1 日から
株主提案の制限		2021 年 3 月 1 日以降になされた提案から

(2) コーポレートガバナンス・コードの改訂

2021 年 6 月に CG コードが改訂・施行された。

本年総会では、新たに CG コードで開示を要求された事項も含めて、事業報告・参考書類にどのように反映させるべきかを検討する必要あり。

① 経営戦略・経営計画・事業ポートフォリオの基本方針

CGコードでは、経営戦略・経営計画を明確に定めて開示すること、計画未達の原因分析・対応の説明などが求められている。

さらに、資本コストをふまえた事業ポートフォリオの策定・見直し状況の開示が求められる。

↓

単に中期経営計画を公表するだけでなく、途中経過としての進捗状況の検証や計画達成の見通し、資本コストをふまえた戦略のあり方等について質問される可能性あり。

新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ侵攻に伴う原材料コストの上昇、金利・為替の状況など不確定要素も大きいため、経営計画への影響・見通し等について質問される可能性が高い。

② 配当・資本政策

CGコードでは、資本政策の基本方針の開示が求められている。

近年はコロナの影響で、自社株取得の見送りや株主総会でのおみやげ廃止の動きが加速（おみやげ廃止は本年も継続する見込み）。

↓

配当・株主優待等は株主の最大関心事であるため、会社の方針・考え方について質問が出る可能性が高い。

③ ガバナンス体制

CGコードでは、社外取締役を主要メンバーとする指名・報酬委員会の設置、CEOのサクセッション・プランの重要性が指摘されている。

さらに、指名・報酬委員会の独立性に関する考え方・権限・役割等の開示が求められている。

↓

機関設計の変更、諮問委員会設置の有無、CEOの選解任基準、サクセッション・プランの考え方、報酬体系など、ガバナンス体制に関する質問が

予想される。

④ 社外取締役の独立性・多様性・スキル

CGコードでは、ジェンダーや国際性の面を含む多様性が求められているほか、監査役の経験・能力・知識についても具体的に記載されている。さらに、取締役のスキル・マトリックスの開示が求められている。

↓

社外取締役の比率（社内・社外）や女性比率については、機関投資家・議決権行使助言会社における議決権行使基準でも一定の水準が求められており、考え方を整理して開示する必要あり。

それに加えて、取締役会における多様性・専門性（個々の経歴・属性だけでなく、全体のバランス等）についても、経営戦略との整合性等をふまえてスキル・マトリックスを作成する必要がある。

⑤ サステナビリティ

CGコードでは、サステナビリティの基本方針の策定・取り組みの開示が求められている。

また、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方・自主的かつ測定可能な目標とその状況等の開示が求められている。

機関投資家のESGに対する関心も高く、人権・環境問題などへの取り組み等についての質問も散見される。

↓

気候変動・環境問題（プラスチック・海洋汚染など）・人権問題への取り組みなど、取り組み状況を開示することが考えられる。特に当社の業務に関連して質問を受けそうな点があれば、回答を準備しておく必要あり。

3 議決権行使助言会社・機関投資家の議決権行使基準

スチュワードシップ・コード等により、機関投資家の議決権行使基準の厳格化がより一層進んでおり、会社提案に対する反対票も増加している。

(1) 経営トップの取締役選任議案について

① 取締役会の独立性

2022年2月以降、監査役会設置会社でも社外取締役3分の1未満の場合には経営トップに反対（ISS）

2022年2月以降、監査役会設置会社で取締役会と監査役会の独立役員の合計人数の割合が3分の1未満かつ独立社外取締役が2名以上いない場合には会長等に反対（グラス・ルイス）

② 取締役会のジェンダー・ダイバーシティ

2023年2月以降、女性取締役が1名もいない場合には経営トップに反対（ISS）

2022年2月以降、男性以外の役員が1名もいない場合には会長等に反対。

2023年2月以降、プライム市場上場会社で男性以外の役員が10%以上いない場合には会長等に反対（グラス・ルイス）

③ 政策保有株式の保有状況

2022年2月以降、政策保有株式の過度な保有が認められる場合（純資産の20%以上）には経営トップに反対（ISS）

2021年2月以降、政策保有株式の過度な保有が認められる場合（純資産の10%以上）には経営トップに反対（グラス・ルイス）

④ 資本効率（ROE）

ROE基準（資本生産性が低く、改善傾向にない企業の経営トップに反対する基準）の適用は、2022年も見送られている（ISS）。

(2) バイチャルオンリー総会に係る定款変更議案について

原則として反対（ISS）

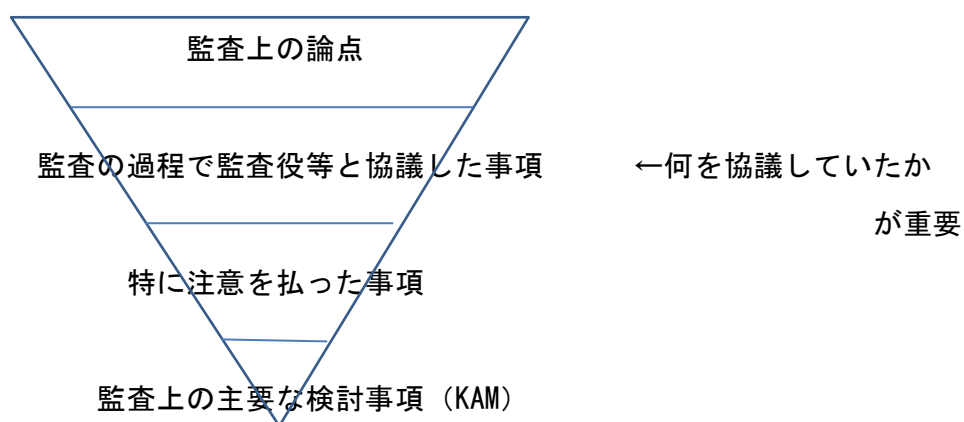
株主の権利を保護する十分な手段が講じられている場合には賛成（グラス・ルイス）

4 監査上の主要な検討事項（KAM）

2018年7月に改訂監査基準が公表され、金商法に基づく監査報告書へ「監査上の主要な検討事項」（KAM）の記載が求められている。

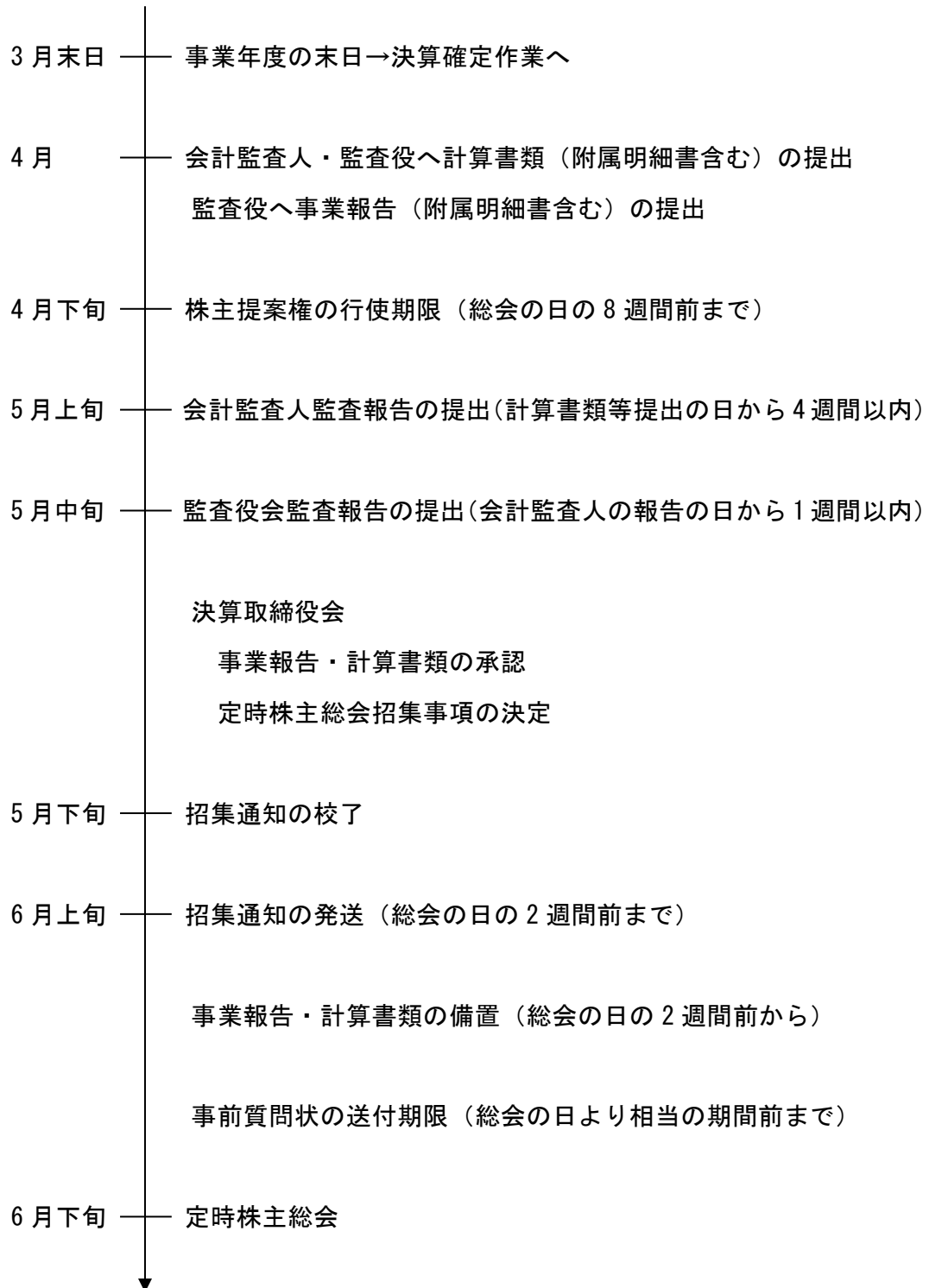


監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項を、「監査上の主要な検討事項」（KAM）として開示する。



第2 株主総会までのスケジュールと準備

1 株主総会までのスケジュール



2 招集決定までに検討しておくべき事項

(1) 会計監査人の評価・再任の是非

- 監査役会で会計監査人の選任・解任・不再任議案を決定し（会社法 344 条 1 項）、当該候補者を会計監査人候補者とした理由を開示しなければならない（会社法施行規則 81 条 2 号）¹。

会計監査人の報酬等の額についても、監査役会が同意した理由について開示しなければならない（規則 126 条 2 号）。

- 監査役は外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための基準を策定すべきである（CG コード補充原則 3-2①）。

↓

監査役会としては、株主総会の招集決定までの間に、当該会計監査人を評価基準に従って評価し、不再任とする必要がないかどうかを検討する必要がある。

会計監査人から監査結果の報告を受けるだけでなく、ガバナンス状況等についても報告を受けて確認するほか、会社の経理部（会計監査を受ける側）等にも監査の状況・問題点の有無を確認して、会計監査人の再任の是非を検討すべき。

(2) 内部監査部門における運用状況の評価

- 大会社は、内部統制システムの決定の概要だけでなく、運用状況も事業報告で開示しなければならない（規則 118 条 2 号）。
- 監査役は、内部統制システムの決定・運用が相当かどうかにつき意見がある場合には監査報告で記載しなければならない（規則 129 条 1 項 5 号）。

↓

監査役会は、内部監査部と連携し、当該事業年度における内部監査の実績・結果の報告を受け、内部統制の運用状況を確認しておくことが重要となる。

¹ 以下、会社法施行規則を単に「規則」と表記し、会社計算規則は「会社計算規則」と表記する。

監査委員会・監査等委員会の場合には、内部統制システムを通じた組織監査が想定されており、内部監査部門の監査状況をモニタリングする必要あり。

(3) 指名・報酬の決定プロセスの相当性（監査等委員会の場合）

監査等委員会設置会社では、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の指名・報酬についての意見を決定しなければならない（会社法 399 条の 2 第 3 項 3 号）。

↓

株主総会の招集決定において取締役選任議案が承認されるのに先立ち、監査等委員会において、取締役候補者の指定に係る方針・プロセスが適切だったのかどうかを確認し、監査等委員会としての意見について協議しておく必要がある。

↓

どのようにして指名の方針・プロセスを確認すべきか？

任意の指名委員会において、当該委員会における審議のプロセスやどのような協議がなされたのかを確認する。

(4) 監査役選任議案への同意

- 株主総会に監査役選任議案を提出するには、監査役会の同意を得なければならない（会社法 343 条 1 項）。
- 監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきとされている（CG コード原則 4-11）。
- 機関投資家の中には、社外役員の独立性を判断するための要素として任期の上限を設けるところがある。

↓

社外監査役の任期に上限（2 期あるいは 3 期）を設けるべきかどうか。

社外監査役に求める経験・知見について基準を検討しておく必要はないか。

常勤監査役・社外監査役のサクセッションについて、指名委員会又は監査役

会はどのように関与すべきか。

・・・などの点を検討しておく必要あり。

(5) 株主提案が出された場合の確認事項

令和元年会社法改正により提案できる数の上限が定められたが、実務にはさほど影響なし（極めて多数の濫用的な提案を制限することは可能）。

➤ 株主提案の要件について

個別株主通知の有無，株式保有要件（株式数・期間）を確認する。

➤ 株主提案の数について

提案数の上限（10 個）を超えていないかどうか。

➤ 株主提案の内容について

定款変更議案，役員選任議案，剰余金処分議案が多い。

拒絶事由に該当しないかどうか

① 法令・定款違反かどうか

② 実質的に同一議案について総株主の議決権の 10 分の 1 以上の賛成
を得られなかった日から 3 年を経過しているかどうか

➤ 取締役会の意見について

意見の内容・記載量は適切かどうか

第3 監査報告の作成

1 監査報告の記載事項

(1) 会計監査に係る記載事項

会計監査に関しては、会計の専門家である会計監査人がまず監査を実施し、その報告を受けた上で監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する（会計監査人監査を前提とした監査）。

KAMに関する協議の状況について記載する例もあり。

➤ 会計監査人の会計監査報告

- ✓ 会計監査人の監査の方法及びその内容(会社計算規則 126 条 1 項 1 号)
- ✓ 計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見（2 号）

→無限定適正意見

除外事項を付した限定適正意見

不適正意見

- ✓ 2 号の意見がないときはその旨及びその理由（3 号）

→会計監査人が意見を表明するための合理的な基礎が得られなかったと判断した場合には意見が表明されない。例としては、重要な監査手続を実施できなかったとき、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について財務諸表に与える影響が複合的かつ多岐にわたるとき、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を呈示しないとき、など。

- ✓ 追記情報（4 号）

→継続企業の前提に関する注記

正当な理由による会計方針の変更

重要な偶発事象

重要な後発事象

- ✓ 会計監査報告を作成した日（5 号）

- 監査役・監査役会の会計監査報告（会社計算規則 127 条，128 条）
 - ✓ 監査役の監査の方法及びその内容（1 号）
 - ✓ 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときはその旨・その理由（2 号）
 - 会計監査人の適格性，監査手続，監査計画，監査実施状況，監査役監査との整合性等を考慮して，方法及び内容（監査結果）の相当性を判断する。
 - ✓ 重要な後発事象（3 号）
 - ✓ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項（4 号）
 - CG コードで会計監査人評価基準を策定することが求められている。
 - 当該基準に従って会計監査人の独立性に関する内規，監査の品質管理のための社内体制等を確認する必要あり。
 - ✓ 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由（5 号）
 - 監査の信頼性の限界についての注意喚起であり，これによって社内の協力を得やすくする効果が期待される。

(2) 業務監査に係る記載事項

業務監査に関しては，監査役が監査を行い，それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。

- 監査役・監査役会の業務監査報告（規則 129 条 1 項，130 条 2 項）
 - ✓ 業務監査の方法及び内容（1 号）
 - ✓ 事業報告・附属明細書が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見（2 号）
 - 会社法施行規則の改正により，事業報告・参考書類における記載事項が増えていることに注意（後述）。
 - ✓ 取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実（3 号）

→取締役が関与する不祥事が起きた場合にはここで指摘する。ただし、「重大な事実」なので、重大性の判断基準を検討する必要あり。

- ✓ 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由(4号)
 - ✓ 大会社における「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての決定・運用等の記載があるときはそれに対する意見(5号)
- 内部統制システムの決定概要だけでなく、運用状況の相当性についてもチェックする必要あり。

従業員による不祥事が起きた場合には、内部統制システムに不備がなかったかどうかを検討し、ここで指摘する必要あり。

- ✓ 親会社との取引（個別注記表において注記を要するもの）について、会社の利益を害さないように留意した事項等の記載があるときはそれに対する意見(5号)

→親会社取引の相当性については、取締役会・社外取締役だけでなく、監査役も検討する必要あり。

- ✓ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見(6号)

(3) 事業報告記載事項における変更点

- 企業集団の現況に関する事項（規則120条1項7号）

当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要

- 会社の株式に関する事項（規則122条1項2号）

当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員（会社役員であった者を含む。）に交付した株式の状況

- 会社の新株予約権等に関する事項

いわゆる相殺構成で交付された新株予約権も開示対象となることが明記。

- 会社補償に関する事項（規則 121 条 3 号の 2～3 号の 4）
 - ✓ 取締役・監査役・執行役と補償契約を締結している場合はその氏名
 - ✓ 補償契約の内容の概要
 - ✓ 当該契約によって取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合は、その措置の内容
 - ✓ 補償契約に基づき防御費用を補償した場合、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会社役員が法令違反又は責任を負うことを知ったときは、その旨
 - ✓ 補償契約に基づき賠償金・和解金を補償した場合は、その旨及び補償した金額

- 会社役員の報酬等に関する事項（規則 121 条 4 号、5 号の 2～6 号の 3）
 - ✓ 報酬等の額の開示について
社外役員についても、基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬に区分して開示する。
 - ✓ 業績連動報酬等について
業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由、算定方法、算定に用いた業績指標に関する実績を記載する。
 - ✓ 非金銭報酬について
その内容を記載する。
 - ✓ 株主総会決議等の定めについて
定款の定めを設けた日又は株主総会決議の日、当該定めの内容の概要、当該定めに係る会社役員の数員数を記載する。
 - ✓ 報酬等の決定方針について
当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由を記載する。
業務執行者以外の会社役員の報酬等について決定の方針を任意に定めている場合には、当該方針の決定の方法及び当該方針の内容の

概要を記載する。

✓ 委任に関する事項について

取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、①その旨、②委任を受けた者の氏名・地位・担当、③委任された権限の内容、④権限を委任した理由、⑤権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあってはその内容、を記載する。

➤ 社外取締役が果たすことが期待された役割に関して行った職務の概要
(規則 124 条 4 号ホ)

社外取締役選任議案に関する参考書類でも「当該候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を記載することとされており、これに対応するもの。

➤ 役員等賠償責任保険契約（規則 121 条の 2）

✓ 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

✓ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

➤ 会計監査人について

✓ 当該株式会社の間で補償契約を締結しているときは当該契約の内容の概要等（規則 126 条 7 号の 2～7 号の 4）

✓ 会計監査人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているときは当該契約の内容の概要等（規則 121 条の 2）

2 監査役会における審議

(1) 協議の方法

監査報告を作成する場合には、監査役会は、1 回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により監査役会監査報告の内容を審議しなければならない（規則 130 条 3 項、会社

計算規則 128 条 3 項)。

もともと監査役会では決議の省略(書面決議)は認められていないのであるが、監査報告作成の場面については特に審議の機会を設けるべき点を明文化したものである。

(2) 監査報告の作成

監査役会は、監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会監査報告を作成する(規則 130 条、会社計算規則 128 条)。

監査役会の結論は多数決で決せられるが(会社法 393 条 1 項)、これらの事項について異なる意見を有する監査役は、当該事項に係る自らの監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる(規則 130 条 2 項、会社計算規則 128 条 2 項)。

↓

監査役は独任制の機関であり、多数決と異なる意見を有するときは、それを付記することができる。

この点は、監査等委員・監査委員たる取締役にも認められている。

3 非常時対応

(1) 無限定適正意見とならなかった場合

会計監査人設置会社において、会計監査人から無限定適正意見があり、監査役から会計監査人の監査の方法又は結果の相当性に異議が出なかった場合には、計算書類を報告事項とすることができる(会社法 439 条)。

↓

仮に万一、会計監査人から無限定適正意見がとれなかった場合、監査役の誰かから相当性に異議が出された場合には、計算書類を決議事項として付議しなければならない。

(2) 当社において不祥事が起きた場合

➤ 役員による不祥事

監査役は、「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反

する重大な事実があったときはその事実」を監査報告に記載しなければならない。

→当該不祥事が「重大」かどうかを判断し、記載するかどうかを検討しなければならない。

仮に「重大」でないと監査報告に記載しなかったとしても、事業報告における「当該事業年度における事業の経過及び成果」あるいは「対処すべき課題」、あるいは、社外監査役の不祥事対応として何らかのコメントを記載する例もある。

➤ 従業員による不祥事

監査役は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての取締役会決議の内容及び運用の相当性について監査報告に記載しなければならない。

→当該不祥事が発生したことにより内部統制システムの決定・運用が相当だったのかが問題となるため、この相当性についての記載をどうすべきか検討する必要あり。

仮に内部統制システムの決定・運用は相当だったとして監査報告に記載しなかったとしても、上記と同様、事業報告にて何らかのコメントを記載する例もある。

第4 株主総会当日の対応

1 コロナウイルス対応

(1) 感染防止対策の実施

昨年と同様、感染防止対策を継続した総会運営となると予想される。

➤ 来場株主への注意喚起

例年と異なる対応をとることや株主への要請について、招集通知に記載又は同封して株主に周知しておく必要がある。

- ✓ マスク着用や体調不良時には来場を控えていただくことの要請
- ✓ 受付にて検温を実施し、発熱・咳等の症状から体調不良と認められた場合には入場を制限すること

➤ 会場への入場制限や事前登録制を採用する場合

- ✓ 会場への入場制限や事前登録制を実施すること（事前登録の方法）を株主に周知しておく必要あり。

➤ おみやげ・株主懇談会等の中止

来場株主に配布するおみやげや個人株主との関係強化として開催してきた株主懇談会等についても、コロナウイルス対応として開催中止を検討する必要がある。

中止する場合には、招集通知にその旨を記載しておくべきである。

(2) バーチャル総会の実施

株主総会の規模縮小の代わりに、株主との対話の充実を図るべく、参加型バーチャル総会を実施する企業が増加すると見込まれる（出席型バーチャル総会やバーチャルオンリー総会は、未だ少数と予想される。）。

➤ 株主総会の動画配信

総会でのトラブル発生リスク、株主のプライバシー保護の観点から、

どのような配信方法とするのかを検討するべき。

また、実施する場合には視聴方法等について招集通知に記載する。

- ✓ 配信のタイミング（ライブ配信・事後配信）
- ✓ 配信の範囲（全て・一部）
- ✓ 配信の対象（株主限定・一般公開）

➤ 株主からの事前質問・コメント

事前に質問を受け付けて一括回答あるいは事後回答するのか、総会中にもコメントを受け付けて回答するのか。

後者の場合には、事前に対応方針をきちんと決めておく必要あり（恣意的な対応とならないように）。

(3) 当日のシナリオ改訂

本年も新型コロナウイルス対応のため、株主総会の開催時間の長期化を避ける流れが継続する可能性が高く、各社のシナリオを見直して、どの程度短縮化すべきかを検討する。

↓

検討すべき点として、

- ✓ 事業報告・中期経営計画等の説明、監査報告について
コロナ以前よりは短縮化する一方で、バーチャル総会を意識して、事業計画・対処すべき課題等の説明を（昨年よりは）充実させる方向性も検討すべき。
- ✓ 株主の質問数の制限
「お一人様1問（2問）」などと制限する場合には冒頭で説明する。
- ✓ 代理議長・答弁者の訓練
万一、議長・答弁者が発熱・咳等により出席を控えなければならない場合に備える。

2 説明義務

監査役も会社役員として説明義務を負う。近年では、監査役・社外監査役を名

指しした質問も散見される。

質問された場合には、丁寧に回答するのが原則だが、質問内容によっては回答してはいけない事項もあり、注意が必要。

本年は、総会時間短縮のために回答もコンパクトに行う必要あり。

(1) 回答してはいけない事項

➤ 企業秘密に関わる事項

基本的には、決算説明会等で開示済みの事項はコメントし、それ以外は慎重に対応する。

➤ 第三者との契約違反になる事項

他社との業務提携の内容など守秘義務違反となり得る事項については、回答しない。

➤ 他社への非難・中傷ととられかねない事項

他社との業績比較、他社を例とした不祥事対応など、他社に関わる質問については、慎重に回答する。

(2) 回答すべきかどうか悩ましい事項

➤ 子会社に関する質問にどこまで回答するか

子会社に関する質問については、連結に影響があるとはいえ他社に関する事項であり、どこまで回答すべきかの判断が難しい（特に、子会社で不祥事があった場合、子会社の業績が低迷している場合など）。

✓ 会社法改正を受けて子会社管理の重要性が指摘されており、企業集団における内部統制システムについても重要性が高まっているため、子会社の内部統制システムに関する質問に対してはある程度具体的に回答する必要がある。

✓ 特定の子会社の不祥事により連結決算に影響が出ている場合には、当該不祥事に関して質問が出る可能性が高い。

事実関係・再発防止策につきどのような報告を受けているのか、子会社役員の責任をどう考えているのかなどの点については、親会社（大

株主)としてきちんと回答する必要がある。

➤ 不確定な将来の事項を質問された場合にどう回答するか

将来の業績予想・事業再開の見通しなど、未公表の重要事実を開示してしまうリスクがある。未公表の事実かどうか、既の開示・リリース済みの事実かどうかを確認しておく必要あり。

回答担当役員が複数にわたる場合、回答が異なることがないよう、回答内容をあらかじめ統一しておくべき。

(3) 社外監査役への質問

ここ数年、社外取締役・社外監査役への質問も増加傾向にあり、実際に社外役員に回答させる例も散見される。

↓

➤ 社外取締役が監査委員会・監査等委員会の委員長を務めている場合

当該委員会の活動状況などを質問されたのに対し、委員長を差し置いて社内出身の委員が回答するのは不自然。委員長から回答してもらうべき。

➤ 独立社外の立場からの意見を求められた場合

質問内容によっては議長判断で適任者を指名すればよく、必ずしも社外役員を指名しなくてもよい。しかし、社外役員を入れてガバナンス・コンプライアンスの強化を図っている以上、社外役員から回答してもらった方が印象が良い。社内取締役・監査役が回答した後でもよいので、社外役員から回答することを検討すべき。

↓

社外取締役・社外監査役にも回答してもらう場合には、社外取締役・社外監査役用の想定問答を準備し、どのような質問が来たら回答者を誰にするのかを取り決めておく必要あり。

社外取締役・社外監査役に総会リハーサルに出席してもらう例もある。

以上